

騒音規制法の規定に基づく規制地域

指定地域	区域の区分
市全域	第1種区域、第2種区域、 第3種区域及び第4種区域

区域の区分ごとの該当地域

区域の区分	該当地域
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び同号の規定による用途地域として定められていない地域のうち地図で指定した地域以外の地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び同号の規定による用途地域として定められていない地域のうち地図で指定した地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域

騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準（単位：デシベル）

時間 の 区分 ／ 区域 の 区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前 8時まで 午後6時から午後 10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園